

京都造形芸術大学通信教育部規程

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 京都造形芸術大学通信教育部（以下「通信教育部」という）は、学校教育法第 84 条に基づき、主として通信教育の方法による教育の機会均等を目的とし、芸術学、デザイン諸学、造形芸術に関する専門の学芸を教授研究し、人間形成の可能性の追究と専門的知識・技術の調和をはかり幅広い芸術教養を身につけ、自己と社会のなかにそれを生かした新しい創造を生み出すことができる人材を育成することを目的とする。

本目的実現に向けては三つの方針である「学位授与方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」を別表 3 のとおり定め、一貫した教育の諸活動においてその効果的な実施に努める。

- 2 通信教育部は前項の目的を達成するために、教育研究活動の状況についての点検及び評価を行う。

(学科)

第 2 条 通信教育部に次の学科を置く。

- 芸術学科
- 美術科
- デザイン科
- 芸術教養学科

(修業年限および在籍年限)

第 3 条 通信教育部の修業年限を 4 年とする。

- 2 学生は 9 年を超えて通信教育部に在籍することができない。
- 3 2 年次に編入学した者の修業年限は 3 年とし、8 年を超えて在籍することはできない。
- 4 3 年次に編入学した者の修業年限は 2 年とし、7 年を超えて在籍することはできない。

(学生定員)

第 4 条 通信教育部の学生定員を次のとおり定める。

学部・学科名	入学定員	編入学定員		收容定員
	1 年次	2 年次	3 年次	
芸術学部				4,550
芸術学科	100	10	160	750
美術科	150	10	260	1,150
デザイン科	170	10	280	1,270
芸術教養学科	230	0	230	1,380

第 2 章 教職員の組織

(教員組織)

第 5 条 通信教育部の授業には、原則として本学の通学課程の

教員があたる。ただし、必要に応じ、適任者を講師として委嘱することができる。

- 2 学修指導および教育相談にあたる通信教育専門の教員をおくことができる。

(通信教育部長)

第 6 条 通信教育部に通信教育部長を置き、通信教育部の運営を統括する。

(通信教育部教授会)

第 7 条 通信教育部に通信教育部教授会を置く。教授会の細則は、京都造形芸術大学教授会規定による。

(通信教育部代表教授会)

第 8 条 通信教育部に通信教育部代表教授会を置く。代表教授会の細則は、京都造形芸術大学教授会規定による。

(事務局組織)

第 9 条 事務長、課長、主任および職員で構成する事務局を置き、通信教育部に関する事務を取り扱う。

第 3 章 教育課程および履修方法

(教育課程)

第 10 条 通信教育部において開設する総合教育科目、専門教育科目、資格関連科目における授業科目並びにその単位数は別表 1 の通りとする。

- 2 各科目群からの履修単位数は別表 1 のとおりとする。
- 3 履修科目は、これを 4 学年に配当する。

(再履修)

第 11 条 授業科目により、再履修を認める場合がある。

(教職課程の履修登録)

第 12 条 通信教育部芸術学科、美術科、デザイン科において教育職員免許状授与のための所要資格を取得しようとする者は、2 年次以降に教職課程の履修登録をすることができる。

- 2 通信教育部芸術学科、美術科、デザイン科において高等学校教諭 1 種普通免許状（美術）および中学校教諭 1 種普通免許状（美術）を取得しようとする者は、第 29 条に規定する卒業の要件を充足し、かつ教員免許法および司法施行規則の規定により、別に定める科目および単位を修得しなければならない。

(博物館学芸員課程の履修登録)

第 13 条 通信教育部芸術学科、美術科、デザイン科において博物館学芸員のための所要資格を取得しようとする者は、2 年次以降に博物館学芸員課程の履修登録をすることができる。

- 2 通信教育部芸術学科、美術科、デザイン科において博物館学芸員の資格を取得しようとする者は、第 29 条に規定する卒業の要件を充足し、かつ博物館法および司法施行規則の規程により、別に定める科目および単位を修得しなければならない。

(既修得単位の認定)

- 第 14 条 教育上有益と認めるときは、本学の定めるところにより学生が本学に入学する前に他の大学、短期大学もしくは高等専門学校の特攻科において履修した授業科目の修得単位を、本学における授業科目の履修により修得した単位として認めることができる。この認定は、教授会の議を経て、学長が行う。
- 2 前項の規定により、修得したものとみなし又は与えることのできる単位は合わせて30単位をこえないものとする。

(他の大学又は短期大学等における授業科目の履修等の認定)

- 第 15 条 教育上有益と認めるときは、本学の定めるところにより学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目の修得単位を、本学における授業科目の履修により修得した単位として認めることができる。この認定は、教授会の議を経て、学長が行う。履修科目の範囲その他必要な手続きについては他の大学又は短期大学等との協議に基づき別に定める。
- 2 前項に規定するほか、文部科学大臣が定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることがある。
- 3 前2項の規定により、修得したものとみなし又は与えることのできる単位は合わせて30単位をこえないものとする。

第 4 章 授業および学修指導

(授業)

- 第 16 条 授業は、大学通信教育設置基準の定めるところにより、主として印刷教材等による授業（以下、通信授業と称する）、面接授業およびメディア授業により行う。

(単位の計算方法)

- 第 17 条 1 単位は 45 時間の学修活動とする。

(通信授業)

- 第 18 条 通信授業は、印刷教材等による授業とし、テキストおよびシラバスを配付し、質疑応答、設定課題について学修報告の提出および添削指導その他適宜の方法によって行う。

(学修成果報告)

- 第 19 条 学生は、各講義の設題に対して一定期間に課題を提出しなければならない。

(面接授業)

- 第 20 条 面接授業は、原則として本学にて実施し、その時期については別に定める。

(メディア授業)

- 第 21 条 メディア授業は、インターネット等を利用し、教材配信、質疑応答、学修報告の提出及びそれへの講

評などの指導を行う授業をいう。

(質疑応答)

- 第 22 条 授業の内容に対して、質問票によりいつでも質問する事ができる。
- 2 質疑応答に要する郵送料等、学修にともなう通信費は原則として学生負担とする。

(学習会)

- 第 23 条 第 18 条に規定した指導方法による以外に本学または全国各地において随時学習指導を行うことがある。

第 5 章 試験

(試験)

- 第 24 条 学生は科目ごとに指定された方法で合否を判定する試験を受けなければならない。
- 2 通信授業は課題に対して提出された学習成果物を採点することで試験とする。
- 3 通信授業の一部では課題に対して提出された学習成果物を採点する試験に加え、総合的な学習成果を採点する最終試験を受けなければならない。
- 4 面接授業およびメディア授業は授業時の成果物あるいは面接授業後のレポート、もしくはその双方を評価することで試験とする。

(通信授業の最終試験受験資格)

- 第 25 条 通信授業で最終試験が課せられる科目については、課題に対して提出された学習成果物が合格と認められた者に限り最終試験を受けることができる。

(成績評価)

- 第 26 条 試験および最終試験における成績評価は 100 点を満点とし、60 点以上を合格とする。
- 2 試験もしくは最終試験に合格した授業科目については、その授業科目所定の単位を与える。

(証明書の発行)

- 第 27 条 合格科目については、請求により単位修得証明書を与える。

(再試験)

- 第 28 条 卒業に関わる場合、不合格科目については、再試験を受けることができる。

第 6 章 卒業

(卒業の要件)

- 第 29 条 卒業資格を得るためには、次の各号の要件を満たさなければならない。
- (1) 30 単位以上に該当する面接授業または、メディア授業を受けること。ただし、通信教育部芸術教養学科においては、メディア授業を受けること。
- (2) 卒業研究・卒業制作を必修とする専門教育科目 60 単位以上（建築デザインコースは 70 単位以上）を含めた合計 124 単位以上を修得すること。
- 2 教育上有益と認めるときは、前項に次の各号の単位

を含めることができる。ただし、次の各号をあわせて60単位をこえないものとする。

- (1) 第14条に定める科目
- (2) 第15条に定める科目
- 3 編入学および転入学した場合の卒業資格を得るための要件については別に定める。

(卒業の認定および学位の授与)

- 第30条 第3条に規定する年数本学に在学し、前条に定める単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。
- 2 前項により卒業資格を得た者には、卒業証書および学士(芸術)の学位を授与する。

第7章 入学、退学、休学、復学、転学、転科、転籍および再入学

(二重学籍の禁止)

- 第31条 通信教育部の学生は、他の大学の正規の課程に在籍することを認めない。

(入学の時期)

- 第32条 入学の時期は、4月および10月期開講時とする。

(入学資格)

- 第33条 入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- (1) 高等学校卒業者
 - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者、および通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者
 - (3) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有する者として指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (4) 外国において学校教育12年の課程を修了した者
 - (5) 文部科学大臣の指定した者
 - (6) 大学入学資格検定規定により文部科学大臣の行う大学入学検定に合格した者
 - (7) 本学において、相当の年齢に達した者で高等学校卒業と同等以上の学力があると認められた者。

(入学志願の手続き)

- 第34条 入学志願者は、所定の入学願書に出身学校長から提出される調査書(成績証明書または検定証明書に代えることができる)ならびに入学選考料20,000円を添えて本学学長宛に提出しなければならない。
- 2 入学を許可された者が未成年者の場合は、入学許可の日より指定された期日までに保証人と連署した所定の誓約書に必要納付金を添えて、本学学長宛に提出しなければならない。

(保証人)

- 第35条 保証人は、学生の父母または成年者で独立の生計を立てている者でなければならない。
- 2 保証人が死亡または保証人に変更があった時は、遅滞なく新保証人と連署した所定の誓約書を提出しなければならない。

(入学選考および許可)

- 第36条 入学は選考の上これを許可する。選考は、書類選考によるものとする。

(休学および退学)

- 第37条 病気その他やむを得ない事由により、休学または退学しようとする者は、その事由を明記し、保証人連署の上、学長に願い出て許可を得なければならない。
- 2 休学、退学の細則は、別に定める規程による。

(復学)

- 第38条 休学した者は、学籍更新において復学、休学、退学のいずれかの手続きを行うものとする。
- 2 復学の細則は別に定める規定による。

(転科)

- 第39条 在籍学科から他学科へ専攻の変更を願い出たときは、選考のうえ、学長が許可することがある。ただし、通信教育部芸術教養学科への変更、芸術教養学科からの変更は認めない。

(転入学)

- 第40条 次の各号いずれかに該当するもので、本学に編入学または転入学を希望するものがあるときは選考のうえ、学長が入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学を退学した者
- (3) 短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程または国立工業教員養成所を卒業した者
- (4) 他の大学の学生で、現に在学する大学の学長の転学の承認を得た者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、法令で定める者
- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した単位のうち62単位を限度として認定することができ、その取り扱いについては、教授会の議を経て、学長が決定する。
- 3 第1項の規定により入学を許可された者の既に履修した単位のうちに、通信教育部の科目等履修生として履修した授業科目および修得した単位がある場合には、前項の認定単位の限度を超えて、入学後に履修および修得したものと認定することができ、その取り扱いについては、教授会の議を経て、学長が決定する。
- 4 編入学、転入学の場合の入学選考料は20,000円とし、その他の必要な手続きは別に定める。

(再入学)

- 第41条 通信教育部を退学した者で、本学に再入学を希望するものがあるときは選考のうえ、学長が入学を許可することがある。この場合、退学前に修得した単位の全部または一部を既に履修したのものと認めることがある。この認定は教授会の議を経て学長が行う。ただし、通信教育部芸術教養学科については再入学を認めない。
- 2 再入学の場合の入学選考料、その他必要な手続きについては別に定める。

(転籍)

- 第42条 本学の昼間の課程の学生で、通信教育部に転籍する

者については前条の規程を準用する。

第 8 章 科目等履修生

(科目等履修生)

第 43 条 科目等履修生とは、本学の学生以外の者で次の各号の一に該当し、通信教育部の授業科目のうち定められた 1 科目又は数科目の学科目について履修を許された者をいう。

- (1) 通信教育部の所定の学科目群からなる科目等履修生課程を履修する者
- (2) 通信教育部の面接授業の 1 科目又は数科目の学科目を専ら履修する者
- (3) 第 33 条に定める入学資格のない者で、通信教育部への入学を目的として所定の学科目群からなる特修生課程を履修する者

(科目等履修の入学資格および入学許可)

第 44 条 科目等履修生として入学を希望する者があるとき、本学の学生の学修の妨げにならないと認める場合に限り、これを許可する。その他必要な手続きについては別に定める。

- 2 科目等履修生の入学資格は履修を希望する学科目について学修し得る能力があると認められる者とする。

(科目等履修の期間)

第 45 条 科目等履修生の履修期間は半年又は 1 年とする。

- 2 科目等履修の開始時期は、4 月 1 日もしくは 10 月 1 日とする。
- 3 第 43 条第 1 項第(2)号の履修期間、履修開始時期は、履修を行う面接授業の開始日および授業期間とする。
- 4 科目等履修生は休学することができない。

(履修科目の登録および単位認定等)

第 46 条 科目等履修生の科目登録については別に定める。なお、いったん登録した授業科目は、変更することができない。

- 2 第 43 条第 1 項第(1)号の科目等履修生として修得した単位は、科目等履修時に正科課程の単位として認め、請求により単位修得証明書を与える。
- 3 第 43 条第 1 項第(1)号以外の科目等履修生として修得した単位は、科目等履修時には正科課程の単位としては認めない。

(科目等履修生の通信教育部正科課程への入学)

第 47 条 第 33 条に定める大学入学資格を有する科目等履修生が、正科課程に入学した場合は、科目等履修生として修得した単位数その他の事項を勘案して別に定める期

間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、修業年限の 2 分の 1 を超えないものとする。

2 第 33 条に定める大学入学資格を有する科目等履修生が、正科課程に入学した場合は、科目等履修生として既に修得した単位については、卒業要件となる単位として認めることができる。

3 第 43 条第 1 項第(3)号の科目等履修生が、16 単位以上を修得して第 34 条に定める書類を添えて通信教育部への入学を願い出た場合、学長は教授会の議を経て、第 33 条第 7 号に該当する者として正科課程への入学を許可することができる。

4 第 43 条第 1 項第(3)号の科目等履修生が、3 項の規定により正科課程に入学した場合は、科目等履修生として既に修得した単位については、30 単位まで、卒業要件となる単位として認めることができる。

5 第 43 条第 1 項第(3)号の科目等履修生が、3 項の規定により正科課程に入学した場合は、在籍年限終了または退学時には除籍する。

(規定の準用)

第 48 条 科目等履修生については、この章に定めるもののほか、本規程の他の各章の規定を準用する。

第 9 章 学費等

(入学金)

第 49 条 入学を許可された者は、入学金 30,000 円、その他必要な納付金を納めなければならない。転入学および編入学の場合もこれに準ずる。

(授業料等)

第 50 条 授業料・補助教材費および設備費をもって学費とする。授業料は別表 2 の通りとする。

- 2 学費および諸費は、指定された期日までに納入しなければならない。但し、本学が認めた場合に限り、納入方法および時期については変更することができる。

(面接授業料)

第 51 条 面接授業を受ける場合、講義科目は本学会場 1 単位 8,000 円、他会場 1 単位 10,500 円、演習・実習科目は本学会場 1 単位 13,000 円、他会場 1 単位 16,000 円とする。

- 2 面接授業、実験実習の費用およびその他必要な諸費は別にこれを徴収する。
- 3 特定の科目については別に定める場合がある。
- 4 通信教育部芸術教養学科については、一部の授業は学費に含まれる。

(最終試験の受験料)

第 52 条 最終試験の試験料は 1 科目につき 2,000 円とする。

- 2 通信教育部芸術教養学科については、最終試験の試験料は学費に含まれる。

(転科料)

第53条 転科料は、20,000円とする。

(休学料)

第54条 休学中の学費は、徴収しない。但し、別に定める休学料を納入しなければならない。

(科目等履修生の学費)

第55条 科目等履修生の学費は別に定める。

(手数料)

第56条 証明書の交付等については、所定の事務手数料を納めなければならない。

(除籍)

第57条 所定の期間中に授業料等納付金を納入せず、催促してもなお納付しない者は除籍する。

(学費等の不還付)

第58条 一旦納入した学費、その他の諸費はいかなる理由があっても返還しない。
2 前項の特例は別に定める。

第10章 奨学制度

(奨学制度)

第59条 通信教育部に奨学金の制度を設ける。
2 奨学金の支給等制度については、別に定める。

第11章 学生証

(学生証および受講証)

第60条 学生に対しては学生証を、科目等履修生に対しては受講証を、それぞれ交付する。

(学生証等の携帯)

第61条 学生および科目等履修生は常に学生証又は受講証を携帯し、本学の教職員から求められたときは、いつでもこれを提示しなければならない。

第12章 賞罰

(表彰)

第62条 学生として表彰に値する行為があったときは、学長は、教授会の議を経てその者を表彰する。

(罰則)

第63条 本学の学則に違反し、または本学の学生としてあるまじき行為があったときは、学長は、教授会の議

を経てその者を懲戒する。

- 2 前項の懲戒は退学、停学および訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由がなくして出席常でない者
 - (4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反すると認められる者

第13章 学則の準用

(学則の準用)

第64条 学年および学期その他本規程に定めていない事項については、本学学則に準ずる。

附則

この規程は、2007年4月1日より施行する。
この規程は、2009年4月1日より施行する。
この規程は、2010年4月1日より施行する。
この規程は、2010年10月1日より施行する。
この規程は、2013年4月1日より施行する。
この規程は、2015年4月1日より施行する。
この規程は、2016年4月1日より施行する。
この規程は、2018年4月1日より施行する。